定期第1126号 令和6年4月1日

発行所 広島市役所 (企画総務局法務課)

条 例
○広島市サッカースタジアム建設基金条例の
一部を改正する条例 (第1号)4
○広島市証明等手数料条例の一部を改正する
条例 (第2号)4
○広島市と広島県信用保証協会との損失補償
契約に基づく回収納付金を受け取る権利の

放棄に関する条例 (第3号)-----5

画) 地区計画の区域内における建築物の制 限に関する条例の一部を改正する条例(第

○広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計

○広島市公園条例及び広島市附属機関設置条

- ○広島市経済観光局指定管理者指定審議会規 則及び広島市都市整備局指定管理者指定審 議会規則の一部を改正する規則 (第2号)9
- ○広島市個人番号の利用に関する条例別表第 2の規則で定める事務及び情報を定める規 則の一部を改正する規則 (第3号) ------9
- ○広島市行政手続等における情報通信の技術 の利用に関する規則の一部を改正する規則 (第4号)------10
- ○広島市証明等手数料条例施行規則の一部を 改正する規則 (第5号)-------10
- ○広島市予算の編成及び執行に関する規則の 一部を改正する規則 (第6号)------10
- ○広島市会計規則の一部を改正する規則(第 7号)------10
- ○広島市工業技術センター条例施行規則の一 部を改正する規則 (第8号)------11
- ○広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予 防及び調整に関する条例施行規則の一部を

- ○介護保険法による指定事業者の指定------12
- ○介護保険法による指定居宅サービス事業者 及び指定介護予防サービス事業者の指定…………12
- ○介護保険法による指定地域密着型サービス 事業者又は指定地域密着型介護予防サービ

ス事業者の指定
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店
舗の届出事項の変更の届出13
○災害対策基本法による指定緊急避難場所の
指定13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による医療扶助のための医療を担当する
機関の指定の更新 2件13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による指定医療機関から廃止の届出14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による指定医療機関から休止の届出14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による指定医療機関から指定辞退の届出14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による医療扶助のための施術者の指定14
○公印の印影印刷 2件14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による医療扶助のための医療を担当する
機関の指定15
○令和6年度の路面復旧監督費の単価15
○令和6年第1回広島市議会定例会の招集

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店

舗の変更の届出-------16

舗の新設の届出------17

○指定納付受託者の指定 2件------17

○開発行為に関する工事の完了-------17

○都市計画法による広島圏都市計画(広島平
和記念都市建設計画)道路の変更18
○公共下水道の供用開始
○公共下水道の終末処理場による下水の処理
開始
○農業集落排水処理施設の供用開始
○麻薬及び向精神薬取締法による処分19
○広島市市営富士見町第六駐車場の休止
○市営住宅の家賃の変更
○自転車等の所有権の取得
○市道の路線廃止
○市道の路線認定20
○道路の区域決定20
○道路の供用開始20
○広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計
画) 地区計画の変更 2件21
○改正前の介護保険法による指定介護療養型
医療施設の辞退の届出21
○介護保険法による指定地域密着型サービス
事業又は指定地域密着型介護予防サービス
事業の廃止の届出21
○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の
事業者指定等に関する要綱による指定事業
者の廃止の届出22
○介護保険法による指定居宅サービス事業及
び指定介護予防サービス事業の廃止の届出22
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による指定医療機関から変更の届出22
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律による医療扶助のための施術者の廃止の
届出
○広島農業振興地域整備計画の変更22
○放置自転車等の撤去 (中区)22
○道路の区域変更(中区)22
○道路の供用開始(中区)23
○長期間駐車されていた自転車等の移動(中
区)
○放置自転車等の撤去 (中区)23
○建築基準法による一の敷地とみなすこと等
の認定の取消 (中区)23
○建築基準法による一の敷地とみなすことに
よる制限の緩和の認定 (中区)23
○放置自転車等の撤去 (中区)23
○道路の区域変更(中区)23
○道路の供用開始(中区)24

○区物品出納員事務の一部委任(中区) 2
件24
○長期間駐車されていた自転車等の移動(中
区) 2件24
○放置自転車等の撤去(中区)24
○平和大通り公園の一部区域の決定 (中区)
○道路法による違法物件の除去 (東区)25
○道路の区域変更(東区)25
○道路の供用開始(東区)25
○長期間駐車されていた自転車の移動 (東区)
4件26
○放置自転車の撤去 (東区)26
○長期間駐車されていた自転車の移動 (東区)26
○長期間駐車されていた自転車等の移動(南
区)
○放置自転車等の撤去(南区)26
○住居表示実施区域内の街区の区域の変更
(南区)26
○放置自転車等の撤去(南区)29
○長期間駐車されていた自転車等の移動(南
区)
○放置自転車等の撤去(南区)29
○建築基準法による一つの敷地とみなすこと
等による一団地の認定 (南区)29
○放置自転車等の撤去(南区) 4件29
○長期間駐車されていた自転車等の移動(南
区)
○放置自転車等の撤去(南区) 2件30
○放置自転車等の撤去(西区) 2件30
○道路法による道路を建築基準法による道路
として指定 (西区)30
○放置自転車等の撤去 (西区)31
○路線名等を定める法定外公共物の廃止(西
区)
○放置自転車等の撤去(西区) 3件31
○建築基準法による道路として指定(安佐南
区)
○長期間駐車されていた自転車等の移動(安
佐南区)
○路線名等を定める法定公共物の指定の変更
(安佐南区)31
○路線名等を定める法定公共物の指定の廃止
(安佐南区)32
○建築基準法による道路の位置の廃止(安佐
南区)32
○令和6年第1回緑井財産区議会定例会の招
集 (安佐南区)32
○建築基準法による道路の位置の指定(安佐
南区)32

○長期間駐車されていた自転車等の移動(安 佐南区)	
OF BRIDE CO. T. C.	
○長期間駐車されていた自転車等の移動(安	
佐北区)	
○放置自転車等の撤去(安佐北区)33	
○上町屋五区町内会の告示事項の変更(安佐	
北区)	
○安佐可台町内会の告示事項の変更(安佐北	
区)	
○建築基準法による道路の位置の指定(安佐	
北区) 2件	
○路線名等を定める法定公共物の指定の廃止	
(安佐北区)33	
○長期間駐車されていた自転車等の移動(安	
佐北区)	
○放置自転車等の撤去(安佐北区)34	
○路線名等を定める法定公共物の指定の変更	
(安佐北区)34	
○路線名等を定める法定公共物の指定の廃止	
(安佐北区)34	
○道路の区域変更(安佐北区)34	
○道路の供用開始(安佐北区)34	
○放置自転車等の撤去(安芸区) 2件34	
○長期間駐車されていた自転車等の移動(安	
芸区)	
○道路の区域変更(安芸区)35	
○道路の供用開始 (安芸区)	
○路線名等を定める法定外公共物の変更(安	
○路線名等を定める法定外公共物の変更(安 芸区)35	
○路線名等を定める法定外公共物の変更(安芸区)35○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃	
○路線名等を定める法定外公共物の変更(安芸区)35○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区)35	
○路線名等を定める法定外公共物の変更(安芸区)35○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区)35○建築基準法による道路の位置の指定(安芸	
 ○路線名等を定める法定外公共物の変更(安芸区)	
 ○路線名等を定める法定外公共物の変更(安芸区)	
○路線名等を定める法定外公共物の変更(安芸区) 35 ○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区) 35 ○建築基準法による道路の位置の指定(安芸区) 35 ○放置自転車等の撤去(安芸区) 36 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(安	
○路線名等を定める法定外公共物の変更(安芸区) 35 ○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区) 35 ○建築基準法による道路の位置の指定(安芸区) 35 ○放置自転車等の撤去(安芸区) 36 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(安芸区) 36	
○路線名等を定める法定外公共物の変更(安芸区) 35 ○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区) 35 ○建築基準法による道路の位置の指定(安芸区) 35 ○放置自転車等の撤去(安芸区) 36 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(安芸区) 36 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件 36 36 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件	
○路線名等を定める法定外公共物の変更(安芸区) 35 ○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区) 35 ○建築基準法による道路の位置の指定(安芸区) 35 ○放置自転車等の撤去(安芸区) 36 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(安芸区) 36 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐	
○路線名等を定める法定外公共物の変更(安芸区) 35 ○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区) 35 ○建築基準法による道路の位置の指定(安芸区) 35 ○放置自転車等の撤去(安芸区) 36 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(安芸区) 2件 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区) 36	
○路線名等を定める法定外公共物の変更(安芸区) 35 ○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区) 35 ○建築基準法による道路の位置の指定(安芸区) 35 ○放置自転車等の撤去(安芸区) 36 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(安芸区) 36 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐	
○路線名等を定める法定外公共物の変更(安芸区) 35 ○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区) 35 ○建築基準法による道路の位置の指定(安芸区) 35 ○放置自転車等の撤去(安芸区) 36 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(安芸区) 36 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件 36 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区) 36 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件	
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区) 35 ○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区) 35 ○建築基準法による道路の位置の指定(安芸区) 35 ○放置自転車等の撤去(安芸区) 36 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(安芸区) 2件 ※区) 2件 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区) 36 ○ 長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区) 36 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件 ○ 放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件 ○ 道路の区域変更(佐伯区) 36	
○路線名等を定める法定外公共物の変更(安芸区) 35 ○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区) 35 ○建築基準法による道路の位置の指定(安芸区) 35 ○放置自転車等の撤去(安芸区) 36 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(安芸区) 2件 ※芸区) 2件 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件 ○成置自転車等の撤去(佐伯区) 36 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件 ○道路の区域変更(佐伯区) 36 ○道路の供用開始(佐伯区) 36 ○道路の供用開始(佐伯区) 36	
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区) 35 ○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区) 35 ○建築基準法による道路の位置の指定(安芸区) 35 ○放置自転車等の撤去(安芸区) 36 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(安芸区) 36 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区) 36 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 36 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 36 ○道路の区域変更(佐伯区) 36 ○道路の供用開始(佐伯区) 37 区告示	
 ○路線名等を定める法定外公共物の変更(安芸区) 35 ○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区) ③を要基準法による道路の位置の指定(安芸区) ③放置自転車等の撤去(安芸区) ③を表区) ②を表区) ②を表区) ②を表区) ②を表区) ②を表区) ②を表区) ②を表区) ②を表区) ②作 ③を表区) ③を表区) ②作 ③を表区) ③を表区) ②作 ③を表区) ③を表区) ②を表区) ②作 ③を表区) ③を表区) ②を表区) ②を表区) ②を表区) ②を表区) ②を表区) ②を表区) ③を表区) ○のより <	
 ○路線名等を定める法定外公共物の変更(安芸区) ③路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区) ③建築基準法による道路の位置の指定(安芸区) ③放置自転車等の撤去(安芸区) ③表区(安芸区) ③表区(内区) ③表区(内区) ③表区(内区) ③表区(内区) ③表区(中区) ③表により、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区) 35 ○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区) 35 ○建築基準法による道路の位置の指定(安芸区) 35 ○放置自転車等の撤去(安芸区) 36 ○長期間駐車されていた自転車等の移動(安芸区) 2件 ※区の方式 2件 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件 ○成置自転車等の撤去(佐伯区) 36 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 36 ○放置自転車等の撤去(佐伯区) 36 ○道路の区域変更(佐伯区) 36 ○道路の供用開始(佐伯区) 37 区告示 ○自動車臨時運行許可番号標の失効(中区) 37 人事委員会規則 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則	

○広島市教育委員会議(定例会)の開催41
監 査 公 表
○令和5年度包括外部監査人の監査の結果に
関する報告の公表42

条 例

広島市条例第 / 号 令和 6 年 2 月 **28** 日

広島市サッカースタジアム建設基金条例の一部を改正する条例をここに 公布する。

広島市長 松井 一實

広島市サッカースタジアム建設基金条例の一部を改正する条例 第1条 広島市サッカースタジアム建設基金条例(令和元年広島市条例第 3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島サッカースタジアム基金条例

第1条中「サッカースタジアムを建設する」を「広島サッカースタジ アムの建設及び修繕、改良その他の管理運営の」に、「広島市サッカー スタジアム建設基金」を「広島サッカースタジアム基金」に改める。

第2条中「寄附金のうちから」を削る。

第2条 広島サッカースタジアム基金条例の一部を次のように改正する。 第1条中「建設及び」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6 年6月1日から施行する。

> 広島市条例第 **2** 号 令和 6 年 2 月 **2 8** 日

広島市証明等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一實

広島市証明等手数料条例の一部を改正する条例

広島市証明等手数料条例 (昭和32年広島市条例第20号) の一部を次のように改正する。

第2条中「第4号」を「第5号」に改め、「、第3号」の右に「に掲げる事務にあつては400円、第4号」を加え、「1,400円、第9号、第10号、第13号」を「700円、第8号に掲げる事務にあつては1,400円、第11号」に改め、同条第1号中「書面」の右に「(以下「戸籍証明書」という。)」を加え、同条中第11号及び第12号を削り、第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同条第8号中「閲覧」の右に「又は同号の届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「証明」の右に「又は同法第120条の6第1項に規定する届書等情報の内容の証明」を加え、同号を同条第9号とし、同条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行

政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項 に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提 供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請 求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方 法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明 書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時 に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれ た戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における 当該発行を除く。)

第2条第3号中「書面」の右に「(以下「除籍証明書」という。)」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号)第1条の2に定めるものに限る。以下同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における

当該発行を除く。)

第2条第33号中「第5号及び第6号」を「第7号及び第8号」に改め、 同条第35号中「第3号」を「第4号」に、「第9号」を「第11号」に 改め、同条第37号中「第8号」を「第10号」に改める。

第3条第1号中「第3号及び第9号」を「第4号及び第11号」に、「第7号及び第10号」を「第9号及び第12号」に、「若しくは写し又は証明書」を「、証明書又は写し」に改め、同条第2号中「前条第8号」を「前条第3号及び第6号の発行又は同条第10号」に、「書類」を「戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号又は書類若しくは届書等情報の内容を表示したものの」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

広島市条例第 **3** 号 令和 6 年 2 月 **28** 日

広島市と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受

け取る権利の放棄に関する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一實

広島市と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納 付金を受け取る権利の放棄に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、広島県信用保証協会(以下「保証協会」という。) に対して本市が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を 定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進及び債務の 整理を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 中小企業者等 信用保証協会法 (昭和28年法律第196号)第20条第4項に規定する中小企業者等をいう。
 - (2) 求償権 保証協会が、信用保証協会法第8条第1項の業務方法書に

従い中小企業者等に対する融資に係る債務の保証をした場合において、 その保証に係る債務(以下「保証債務」という。)を履行することに より取得する中小企業者等に対する債権をいう。

- (3) 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡(求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。)をいう。
- (4) 損失補償契約 本市と保証協会との間の契約であって、保証協会が 保証債務を履行することにより生ずる損失に対して本市が補償を行う ことを定めたものをいう。
- (5) 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係 る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当 該回収金のうち本市に納付しなければならないものをいう。

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

- 第3条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の 放棄等を行おうとする場合には、あらかじめ市長に申し出なければなら ない。
- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、当該求償権の 放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、 中小企業者等の円滑な事業の再生の促進又は債務の整理により地域経済 の振興に資するものであると認めるときは、当該求償権に係る回収納付 金を受け取る権利を放棄することができる。
- (1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第 132号)第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式 会社整理回収機構の支援に基づき策定された事業の再生に関する計画

- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)第3条第1項の規定により行われた特定調停手続による調停(同法第17条第1項に規定する調停条項が定められたものを除く。)又は民事調停法(昭和26年法律第222号)第17条の決定(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第20条において準用する同法第17条第2項に規定する内容が定められているものに限る。)に基づき策定された事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画
- (3) 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第 25条第4項の規定により株式会社地域経済活性化支援機構が再生支 援決定を行った事業の再生に関する計画
- (4) 株式会社地域経済活性化支援機構法第32条の2第3項の規定により株式会社地域経済活性化支援機構が特定支援決定を行った事業の再 生に関する計画又は債務の弁済に関する計画
- (5) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第21項に規 定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する 計画
- (6) 産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協 議会が同条第5項の規定に基づき決定した事項等に従い同法第134 条第2項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された事業 の再生に関する計画
- (7) 産業競争力強化法第140条第1号の規定により独立行政法人中小 企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受け

て策定された事業の再生に関する計画

- (8) 産業競争力強化法第140条第2号の規定により独立行政法人中小 企業基盤整備機構が行う同法第134条第2項第1号の指導又は助言 に基づき策定された事業の再生に関する計画
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる計画に準ずるものとして市長が認めるもの

(報告)

第4条 市長は、前条第2項の規定により回収納付金を受け取る権利を放 棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市条例第 4 号

令和 6 年 2 月 **2 8** 日

広島圏都市計画 (広島平和記念都市建設計画) 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の区域 内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

広島圏都市計画 (広島平和記念都市建設計画) 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成8年広島市条例第7号) の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「並びに」を「及び」に、「及び第8号」を「から第9号まで」に改め、「部分を含む。)」の右に「、同号に掲げる建築物の部分」を加え、同項第2号中「供する部分」の右に「、次条第1項第9号に掲げる建築物の部分」を加える。

第7条の見出し中「算定の」を削り、同条第1項第7号中「当該部分 (次号」の右に「及び第9号」を加え、同項第9号を次のように改める。

(9) 住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の 部分(給湯設備その他の建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第

40号。以下「省令」という。)第10条の4の4に定める建築設備を設置するためのものであって、省令第10条の4の5に定める基準に適合するものに限る。)で、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

第7条第2項中「前項第9号」を「前項」に改め、同項を同条第3項と し、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が交通上、安全上、防 火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、容積率最 高限度規定にかかわらず、その許可の範囲内において、容積率最高限度 規定による限度を超えるものとすることができる。
- (1) 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその 敷地内の建築物
- (2) 省令第10条の4の6に定める建築物

第8条の見出し中「算定の」を削り、同条第3項中「前条第2項の規定 は、」を「前条第3項の規定は、第2項及び」に、「許可をする場合に」 を「規定による許可をする場合について」に改め、同項を同条第4項とし、 同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 省令第10条の4の8に定める建築物で、市長が安全上、防火上及び 衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔵率は、建蔵率最高限度規 定にかかわらず、その許可の範囲内において、建蔵率最高限度規定によ る限度を超えるものとすることができる。

第9条の次に次の1条を加える。

(建築物の高さの特例)

- 第9条の2 省令第10条の4の9に定める建築物で、市長がその地区計画の区域の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、 次の各号に掲げる規定にかかわらず、その許可の範囲内において、当該 各号に定める建築制限の内容に係る限度を超えるものとすることができる。
- (1) 別表第2の(2)の表建築物の高さの最高限度の項第1号 同号に規定 する建築制限の内容
- (2) 別表第2の側の表建築物の高さの最高限度の項 同項に規定する建 鉱制限の内容
- (3) 別表第2の側の表建築物の高さの最高限度の項 同項に規定する建 築制限の内容
- (4) 別表第2の(4)の表建築物の高さの最高限度の項 同項に規定する建 築制限の内容 (本文に規定するものに限る。)
- (5) 別表第2の側の表建築物の高さの最高限度の項 同項に規定する建 築制限の内容 (本文に規定するものに限る。)
- (6) 別表第2の似の表建築物の高さの最高限度の項 同項に規定する建 築制限の内容
- (8) 別表第2の個の表建築物の高さの最高限度の項(居住環境保全地区 に係る部分にあっては、第1号に係る部分に限る。以下この号におい て同じ。) 同項に規定する建築制限の内容(沿道複合利用地区に係

るものにあっては、本文に規定するものに限る。)

- (9) 別表第2の(4)の表建築物の高さの最高限度の項第1号 同号に規定 する建築制限の内容
- (ii) 別表第2の例の表建築物の高さの最高限度の項第1号 同号に規定 する建築制限の内容
- (II) 別表第2の図の表建築物の高さの最高限度の項 同項に規定する建 密制限の内容
- (12) 別表第2の(3)の表建築物の高さの最高限度の項第1号 同号に規定 する建築制限の内容
- (ii) 別表第2の間の表建築物の高さの最高限度の項第1号 同号に規定 する建築制限の内容(本文に規定するものに限る。)
- (i) 別表第2の例の表建築物の高さの最高限度の項(住宅地形成地区に 係る部分(第1号に係る部分に限る。)及び沿道軸形成地区及び地区 拠点形成地区に係る部分(第1号に係る部分に限る。)に限る。以下 この号において同じ。) 同項に規定する建築制限の内容
- (ii) 別表第2の(ii)の表建築物の高さの最高限度の項 (B地区に係る部分 にあっては、第1号に係る部分に限る。以下この号において同じ。) 同項に規定する建築制限の内容
- 2 第7条第3項の規定は、前項の規定による許可をする場合について準 用する。

第10条第2項及び第12条第2項中「第7条第2項」を「第7条第3項」に、「許可をする場合に」を「規定による許可をする場合について」に改める。

第13条第1項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第3号を第 4号とし、同項第2号中「第8条第2項第3号」を「第8条第3項第3号」 に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第7条第1項第9号」を 「第7条第2項、第8条第2項、第9条の2第1項」に改め、同号を同項 第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第7条第1項第9号の規定に基づく特例の認定の申請に対する審査 1件につき2万7,000円

別表第1に次のように加える。

(68)	西風新都	広島圏都市計画 (広島平和記念都市建設計画) 西風
	石内湯戸	新都石内湯戸地区地区計画のうち、地区整備計画が
	地区	定められた区域

別表第2中「、第4条、第6条、第10条」を「~第6条、第9条の2」 に改める。

別表第2の(3)の表壁面の位置の制限の項中「第7条第2項」を「第7条 第3項」に、「許可をする場合に」を「規定による許可をする場合につい て」に改める。

別表第2の(66)の表建築物の用途の制限の項中「ア 巡査派出所、公衆電 話所又は令第130条の4に定める公益上必要な建築物」の右に「(土砂 災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第6 条第1号に掲げるものを除く。)」を加える。

別表第2に次のように加える。

(8) 西風新都石內湯戸地区

	ク 自動車教習所
	ケ 畜舎(床面積の合計が15平方メートル
	を超えるもの(店舗等に附属するものを除
	く。)に限る。)
	コ 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他
	これらに類するもの
	サ カラオケボックスその他これに類するも
	の(鉄筋コンクリート造り等の遮音上有効
	な建築物内に設けるものを除く。)
	シ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ス 倉庫業を営む倉庫
	セ 法別表第2例項に掲げる建築物
	ソ 風営法第2条第1項第2号から第5号ま
	でに掲げる風俗営業に係る建築物
	タ ナイトクラブその他これに類する令第1
	30条の7の3に定める建築物
	(2) 前号に掲げる区域以外の区域 同号オから
	タまでに掲げる建築物
沿道地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築して
В	はならない。
	(1) 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条

の4に定める公益上必要な建築物(土砂災害

警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区

建築制限	区分地区	建築制限の内容
の事項		
建築物の	沿道地区	次の各号に掲げる区域においては、それぞ
用途の制	A	当該各号に定める建築物は、建築してはなら
限		V'.
		(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防
		対策の推進に関する法律第7条第1項の土
		災害警戒区域 次に掲げる建築物
		アー住宅
		イ 兼用住宅(令第130条の3に規定す
		住宅をいう。)
		ウ 共同住宅、寄宿舎又は下宿
		エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害
		止対策の推進に関する法律施行令第6条:
		号に掲げる社会福祉施設、学校又は医療
		設
		オ 神社、寺院、教会その他これらに類す
		\$ O
		カ ボーリング場、スケート場、水泳場、
		キー場、ゴルフ練習場又はバッティング
		習場
		日物

域内にある十砂災害警戒区域等における土砂 災害防止対策の推進に関する法律施行令第6 条第1号に掲げるものを除く。) (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に 供するもので、その用途に供する部分の床面 積の合計が2,000平方メートル以内のも (3) 前2号の建築物に附属するもの 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 住居地区 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するも (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキ 一場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (床面積の合計が15平方メートルを 超えるもの(店舗等に附属するものを除 く。) に限る。) (6) 法別表第2個項に掲げる建築物 4,000平方メートルとする。ただし、巡 建築物の 沿道地区 査派出所、公衆電話所又は令第130条の4に 敷地面積 В 定める公益上必要な建築物の敷地については、 の最低限

度		この限りでない。	適用しない。				
壁面の位	沿道地区	(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から	177 Hi				
置の制限	A、沿道	道路の境界線(隅切部分を除く。)及び隣地	附則				
	地区B及	境界線までの距離は、1メートル以上としな	1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第8条までの改正相官 第9条の氷に1条を加ラス改正相定 第10条 第124				
	び住居地	ければならない。	の改正規定、第9条の次に1条を加える改正規定、第10条、第12				
	区	(2) 前号の規定は、次に掲げる建築物又は建築	第13条及び別表第2の改正規定(同表の側の表の改正規定及び別表				
		物の部分については、適用しない。	2に次のように加える改正規定を除く。)は、令和6年4月1日から				
		ア ポーチ等で出入りのための通行専用と認	行する。				
		められる建築物の部分	2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお				
		イ 簡易な構造の自動車車庫	前の例による。				
		ウ 物置その他これに類する用途に供する建					
		築物の部分で、次に掲げる要件に該当する					
		₺ の					
		(7) 軒の高さが2.3メートル以下で、か					
		つ、床面積の合計が5平方メートル以内					
		であること。					
		(4) 建築物の部分の水平投影の前面道路に					
		面する長さを敷地の前面道路に接する部					
		分の水平投影の長さで除した数値が5分					
		の1以下であること。					
		エ 巡査派出所					
		オー公衆電話所					
		カ 令第130条の4第4号又は第5号に掲					
		げるもの	広島市条例第 5				
		キ 門又は塀	令和 6 年 2 月 2 8 日				
		クアからキまでに掲げるもののほか、建築					
		物の部分で高さが1.2メートル以下のも	広島市公園条例及び広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例を				
		0	こに公布する。				
		ケ 当該地区計画の決定の時に現に存する建					
		築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の					
		工事中の建築物を増築する場合に増築する	広島市長 松 井 一 賃				
		部分が前号及びアからクまでの規定に適合					
		する建築物					
		コ 当該地区計画の決定の時に現に存する建	広島市公園条例及び広島市附属機関設置条例の一部を改正する				
		築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の	条例				
		工事中の建築物を修繕し、又は模様替する	(広島市公園条例の一部改正)				
	M M	場合の建築物	第1条 広島市公園条例(昭和39年広島市条例第18号)の一部をあ				
垣又は柵	沿道地区	(1) 建築物に附属する塀の地盤面からの高さ	ように改正する。				
の構造の	A、沿道	は、1.2メートル以下としなければならな	第6条の3の次に次の1条を加える。				
制限	地区B及	い。ただし、市長が公益上必要な建築物に附	(平和大通り公園交流区域)				
	び住居地	属する塀で安全上支障がないと認めるものに	第6条の4 平和大通り公園のうち、その効用を十分に発揮させ、利				
	区	ついては、この限りでない。	者の利便の向上を図るために市長が市道中1区御幸橋三篠線と一般				
		(2) 前号の規定は、当該地区計画の決定の時に	道54号との間の区域の範囲内で告示して定める区域に存する部分				
		現に存する同号の塀又は現に建築の工事中の					
			平和大通り公園交流区域とする。				
		同号の塀であって、同一敷地内における建築	平和大通り公園交流区域とする。 第9条の2第6項中「又は広島城区域」を「、広島城区域又は平和				

広島城区域若しくは平和大通り公園交流区域」に改める。

第10条第1項第1号及び第2項中「又は広島城区域」を「、広島城 区域又は平和大通り公園交流区域」に改める。

第16条の3第3項中「又は中央公園広場エリア」を「、中央公園広場エリア又は平和大通り公園交流区域」に改める。

第16条の6第2号中「若しくは中央公園広場エリア」を「、中央公園広場エリア若しくは平和大通り公園交流区域」に改める。

第17条中「第6条の3」の右に「、第6条の4」を加える。 (広島市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 広島市附属機関設置条例(昭和28年広島市条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「経済観光局の所管に係る公の施設の指定管理者の指定に関する事項」の右に「(平和大通り公園(平和大通り公園交流区域に限る。以下同じ。)の指定管理者の選定に関する事項を除く。)」を、「限る。)」の右に「及び平和大通り公園」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して3年2か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の広島市公園条例第6条の4に規定する市長が告示して定める区域は、同条の規定の例により、この条例の施行の日前においても定めることができる。この場合において、同条の規定の例により定めた区域は、同日において同条の規定により定めた区域とみなす。

別表の(2)の表広島市経済観光局指定管理者指定審議会の項中「事項」 の右に「(平和大通り公園(平和大通り公園交流区域に限る。以下同 じ。)の指定管理者の選定に関する事項を除く。)」を、同表広島市都 市整備局指定管理者指定審議会の項中「限る。)」の右に「及び平和大 通り公園」を加える。

広島市規則第 3 号

令和6年2月**28**日

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一實

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事 務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則(平成27年広島市規則第74号)の一部を次のように改正する。

第15条第2号ク中「第59条の2の2第1号ヌ」を「第59条の2の 2第1号ル」に改め、同号ケ中「第59条の2の2第1号ワ」を「第59 条の2の2第1号カ」に改める。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

規 則

広島市規則第 2 号

令和 6 年 2 月**2 8** 日

広島市経済観光局指定管理者指定審議会規則及び広島市都市整備局指定 管理者指定審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市経済観光局指定管理者指定審議会規則及び広島市都市整 備局指定管理者指定審議会規則の一部を改正する規則 (広島市経済観光局指定管理者指定審議会規則の一部改正)

第1条 広島市経済観光局指定管理者指定審議会規則(平成25年広島市 規則第38号)の一部を次のように改正する。

第2条中「事項」の右に「(平和大通り公園(平和大通り公園交流区域に限る。)の指定管理者の選定に関する事項を除く。)」を加える。 (広島市都市整備局指定管理者指定審議会規則の一部改正)

第2条 広島市都市整備局指定管理者指定審議会規則(平成25年広島市 規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条中「限る。)」の右に「及び平和大通り公園(平和大通り公園 交流区域に限る。)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 広島市事務組織規則 (昭和55年広島市規則第5号) の一部を次のよ うに改正する。

広島市規則第 4 号

令和 6 年 2 月 **2 8** 日

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を 改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一實

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 の一部を改正する規則

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成1 6年広島市規則第72号)の一部を次のように改正する。

別表第1広島市火災予防規則(昭和37年広島市規則第46号)の項中 「第13条」を「第11条第1項及び第13条」に改める。

附則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

広島市規則第 6 号

令和 6 年 2 月 **2 8** 日

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

広島市長 松井 一實

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則 広島市予算の編成及び執行に関する規則(昭和43年広島市規則第22 号)の一部を次のように改正する。

別表第1繰入金の項中「サッカースタジアム建設基金繰入金」を「広島 サッカースタジアム基金繰入金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第 5 号

令和 6 年 2 月 **2 8** 日

広島市証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則 広島市証明等手数料条例施行規則(昭和32年広島市規則第70号)の 一部を次のように改正する。

第1条の2(見出しを含む。)中「第2条第6号」を「第2条第8号」

第2条第1号ア中「第2条第9号、第10号」を「第2条第11号、第 12号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

広島市規則第 7 号

令和6年2月28日

広島市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一實

広島市会計規則の一部を改正する規則

広島市会計規則 (昭和43年広島市規則第23号) の一部を次のように 改正する。

第12条第2項第22号中「第35号まで、第37号、第38号、第4 1号から第44号まで及び第49号」を「第37号まで、第39号、第4 0号、第43号から第46号まで及び第51号」に改める。

第19条第2項第26号中「第28号」を「第29号」に改め、同項中第56号を第58号とし、第32号から第55号までを2号ずつ繰り下げ、同項第31号中「の証明」の右に「又は同法第120条の6第1項に規定する届書等情報の内容の証明」を加え、「当該」を「これらの」に改め、同号を同項第33号とし、同項中第30号を第32号とし、第29号を第30号とし、同号の次に次の1号を加える。

(ii) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行(広島市証明等手数料条例第 2条第6号に掲げるものに限る。)に係る手数料及び当該発行に係る 書面の送付に要する費用(指定納付受託者から納付されるものに限

第19条第2項中第28号を第29号とし、第27号の次に次の1号を

加える。

(図) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(広島市証明等手数料条例 (昭和32年広島市条例第20号)第2条第3号に掲げるものに限 る。)に係る手数料及び当該発行に係る書面の送付に要する費用(指 定納付受託者から納付されるものに限る。)

別表第3の(1)の表危機管理室危機管理課の項第3号中「(昭和32年広島市条例第20号)」を削る。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。



改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に依頼のあった試験に係る手数料については、 なお従前の例による。

広島市規則第 🞖 号

令和 6 年 2 月 **2 8** 日

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公 布する。

広島市長 松井 一實

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 広島市工業技術センター条例施行規則(昭和62年広島市規則第47号) の一部を次のように改正する。

別表第1試験設備の項中



削る。

別表第2金属又は非金属等関係の項中

٢	ア	接触式三次元測定	1 試料	(測定		2,	1 0	0 円	
	機	1	項目2	0 項目	(測)	包項目	を1	項目	2
			以内)	につき	増する	ごとに	1 0	0円	2

広島市規則第 🖣 号

令和 6 年 2 月 **2 8** 日

広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行 規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一實

広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する 条例施行規則の一部を改正する規則

広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行 規則(平成9年広島市規則第131号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第14項」の右に「、第53条第5項(第4号に係る部分に限る。)」を加え、「第55条第3項第1号」を「第55条第3項若しくは第4項第1号」に改め、「第56条の2第1項ただし書」の右に「、第58条第2項」を加え、「第7条第1項第9号」を「第7条第2項、第8条第2項若しくは第9条の2第1項」に改め、同条第2号中「第44条第1項第3号」の右に「、第52条第6項第3号」を加え、「又は」を「、」に改め、「第20条」の右に「又は広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第7条第1項第9号」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条第1号の 改正規定(「第7条第1項第9号」を「第7条第2項、第8条第2項若し くは第9条の2第1項」に改める部分を除く。) 及び同条第2号の改正規定 (「第44条第1項第3号」の右に「、第52条第6項第3号」を加える部分に限る。) は、公布の日から施行する。

告示

広島市告示第36号

令和6年2月1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の3 第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 令和6年2月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業	サービスの種類			
名称	名称	所在地	リーころの性類		
株式会社シンシード	ケアステーシ ョンあゆみ	広島市中区猫 屋町4番17 号	訪問介護サービス、生活援助特 化型訪問サービス		
一般社団法人 ソーシャルリ ンク	訪問介護ステ ーションあさ なぎ	広島市西区三 篠町三丁目2 4番5号	訪問介護サービス、生活援助特 化型訪問サービス		
合同会社ピー スガーデン	訪問介護ステ ーションハナ ミズキ	広島市安佐南 区沼田町阿戸 3634-1 番地	訪問介護サービス、生活援助特 化型訪問サービス		

広島市告示第37号

令和6年2月1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和6年2月1日

事業者	事業所		
名称	名称	所在地	サービスの種類
株式会社シン シード	ケアステーシ ョンあゆみ	広島市中区猫 屋町4番17 号	訪問介護
一般社団法人 ソーシャルリ ンク	訪問介護ステ ーションあさ なぎ	広島市西区三 篠町三丁目2 4番5号	訪問介護
合同会社ピー スガーデン	訪問介護ステ ーションハナ ミズキ	広島市安佐南 区沼田町阿戸 3634-1 番地	訪問介護
株式会社SE VEN DI RECTIO NS	訪問看護ステ ーションなな	広島市西区南 観音八丁目4 番5号パーク ヒルズ谷本1 02号室	訪問看護及び介 護予防訪問看護
シューペルブ リアン株式会	訪問看護ステ ーションスー	広島市佐伯区 五日市中央五	訪問看護及び介

社	プ五日市	丁目13番1 6号	訪問看護及び介 護予防訪問看護
Loppis 合同会社	福祉用具ハーツ	広島市中区吉 島西一丁目3 1番3号	福祉用具貸与及 び介護予防福祉 用具貸与
Loppis 合同会社	福祉用具ハーツ	広島市中区吉 島西一丁目3 1番3号	特定福祉用具販 売及び特定介護 予防福祉用具販 売

広島市告示第38号

令和6年2月1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者 又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として次に掲げる者 を指定したので、同法第78条の11第1号又は第115条の2 0第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和6年2月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	リーころの種類
シューペルブ リアン株式会 社	定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護スー プ五日市	広島市佐伯区 五日市中央五 丁目13番1 6号	定期巡回·随時 対応型訪問介護 看護
株式会社プレ モネット	デイサービス センターゆめ きらり	広島市安佐北 区可部南五丁 目15番16 号	介護予防認知症 対応型通所介護
社会福祉法人広島厚生会	グループホー ム広島八景園	広島市南区仁 保一丁目2番 17号	認知症対応型共 同生活介護及び 介護予防認知症 対応型共同生活 介護

広島市告示第39号

令和6年2月1日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 フジグラン緑井
- (2) 所在地 広島市安佐南区緑井一丁目1番
- 2 大規模小売店舗を設置する者 緑井まちづくり株式会社 代表取締役 吉本 泰徳 広島市安佐南区緑井一丁目5番1-308号 ほか4法人、18名
- 3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙1のとおり (変更後) 別紙2のとおり

- 4 変更年月日 別紙2のとおり
- 5 届出年月日
- 令和6年1月25日 6 届出書の縦覧場所
- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
- 広島市経済観光局産業振興部商業振興課 (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所市民部区政調整課

- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間

令和6年2月1日から令和6年6月1日まで。ただし、広 島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第 1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限 令和6年6月1日
- (2) 提出先

〒730−8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第40号

令和6年2月1日

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第 1項に基づき指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規 定に基づき下記のとおり告示します。

広島市長 松井一實

記

名称	所在地	適応災害
広島サッカースタジア ム (エディオンピース ウイング広島)	広島市中区基町15番2-1号	土砂、洪水、高 潮、地震、津波

広島市告示第41号

令和6年2月1日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第42号

令和6年2月1日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第43号

令和6年2月1日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中 国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第44号

令和6年2月1日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中 国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第45号

令和6年2月1日

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第51条第1項及び

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第46号

令和6年2月1日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

医療扶助のための施術者 略

広島市告示第47号

令和6年2月1日

広島市公印管理規則(昭和27年広島市規則第39号)第9条 第1項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により 公印の押なつに代えることを承認し、同条第2項の規定に基づ き、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する 公印の名称
市税等に係る延滞金納付書市税等に係る延滞金督促状市税等に係る督促状口座振替不能用納付書(市税等一般用)	市長印

広島市告示第48号

令和6年2月1日

広島市公印管理規則(昭和27年広島市規則第39号)第9条 第1項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により 公印の押なつに代えることを承認し、同条第2項の規定に基づ き、告示します。

広島市長 松井 一實

文書名	印影を印刷する 公印の名称
乳児一般健康診査(1か月児健康診査)受診 票	市長印

······

広島市告示第49号

令和6年2月2日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
つるみクリニ ック	広島市中区鶴見 町12-20	令和6年1月 4日	令和12年1 月3日
セントラル眼 科	広島市中区基町 6-27広島セ ンタービル8階	令和6年1月 1日	令和11年1 2月31日
本通水田内科クリニック	広島市中区袋町 4-3滝口ビル 5階	令和6年1月 1日	令和11年1 2月31日
福原内科医院	広島市中区八丁 堀11-10K Sビル3F	令和6年1月 1日	令和11年1 2月31日
みずの薬局 牛田東店	広島市東区牛田 東一丁目1-2 5 1F	令和5年12 月21日	令和11年1 2月20日
ヒーローズ訪 問看護リハビ リステーショ ン	広島市安佐南区 伴東八丁目32 -16	令和6年1月 1日	令和11年1 2月31日
セノーテ訪問 看護広島ステ ーション	広島市安佐南区 大町東三丁目1 7-10マンションリバーハン ズ104号室	令和6年1月 1日	令和11年1 2月31日
訪問看護ステ ーションそれ いゆ安佐北事 業所	広島市安佐北区 可部町上町屋1 539	令和6年1月 1日	令和11年1 2月31日
コモン訪問看 護ステーショ ン五日市	広島市佐伯区五 日市中央二丁目 10-2	令和6年1月 1日	令和11年1 2月31日

広島市告示第50号

令和6年2月5日

令和6年度の路面復旧監督費の単価を別紙のとおり定める。 なお、この単価は、令和6年4月1日以後に申請を受理した道路の占用の許可又は工事の承認に基づき施工される掘削跡の復旧工事について適用する。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示第51号

令和6年2月7日

令和6年第1回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井 一實

- 1 招集日 令和6年2月14日
- 2 招集場所 広島市役所

広島市告示第52号

令和6年2月7日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 (仮称) ゆめマート五日市
- (2) 所在地 広島市佐伯区五日市五丁目138番5ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役 山西 泰明

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社イズミ

> 代表取締役 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和6年10月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,992平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 別紙1のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 別紙2のとおり
- 8 届出年月日 令和6年1月31日
- 9 届出書の縦覧場所
- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 広島市佐伯区役所市民部区政調整課
- 10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- (1) 縦覧期間

令和6年2月7日から令和6年6月7日まで。ただし、広 島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第 1条第1項に規定する休日を除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の

日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、 これを述べることができます。

- 12 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限 令和6年6月7日
- (2) 提出先

7 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第54号

令和6年2月13日

広島市市営駐車場条例(昭和45年広島市条例第13号)第6 条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	日時
広島市市営大手町 第一駐車場	17区画	令和6年2月25日(日)午後 10時から同月26日(月)午 後5時まで
広島市市営小町第 二駐車場	3 4 区画	令和6年2月26日(月)午後 10時から同月27日(火)午 後5時まで
広島市市営富士見 町第四駐車場	29区画	令和6年2月27日 (火) 午後 10時から同月28日 (水) 午 後5時まで
広島市市営中島町 第一駐車場	19区画	令和6年3月3日(日)午後1 0時から同月4日(月)午後5 時まで
広島市市営中島町 第二駐車場	2 3 区画	令和6年3月3日(日)午後1 0時から同月4日(月)午後5 時まで

2 休止する理由

中区建設部維持管理課が行う市営大手町第一駐車場ほか4駐車場周辺の樹木剪定作業の実施にあたって、当駐車場の利用を制限することにより、倒木等による利用者への危険を回避するため。

広島市告示第55号

令和6年2月13日

広島市市営駐車場条例(昭和45年広島市条例第13号)第6 条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井 一實

1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営西観音 町駐車場	9区画	令和6年2月14日 (水) 午後 10時から同月15日 (木) 午 後4時まで

2 休止する理由

西区建設部維持管理課が行う市営西観音町駐車場周辺の樹木 剪定作業の実施にあたって、当駐車場の利用を制限することに より、倒木等による利用者への危険を回避するため。

······

広島市告示第56号

令和6年2月15日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 広島センター・基町ビル
- (2) 所在地 広島市中区基町10番地11ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役社長 辻上 広志

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

株式会社広島バスセンター

代表取締役社長 及川 享

広島市中区基町6番27号

株式会社そごう・西武

代表取締役 劉 勁

東京都豊島区南池袋一丁目18番21号

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和6年2月7日

- 6 届出書の縦覧場所
- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 広島市中区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- (1) 縦覧期間

令和6年2月15日から令和6年6月15日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持の

ために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の 日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、 これを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限 令和6年6月15日
- (2) 提出先

7 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第57号

令和6年2月15日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条 第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ダイレックス宇品店
- (2) 所在地 広島市南区宇品西三丁目1324番3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者

ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者 ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和6年10月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1.759平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 別紙1のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 別紙2のとおり
- 8 届出年月日

令和6年2月9日

- 9 届出書の縦覧場所
- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号 広島市南区役所市民部区政調整課
- 10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- (1) 縦覧期間

令和6年2月15日から令和6年6月15日まで。ただ し、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49

号)第1条第1項に規定する休日を除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規 模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持の ために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の 日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、 これを述べることができます。

- 12 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限 令和6年6月15日
- (2) 提出先

7 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第58号

令和5年2月16日

次の者を指定納付受託者に指定したので、地方自治法(昭和2 2年法律第67号)第231条の2の3第2項に定めるところに より、告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
- (1) 名称

アソビュー株式会社

(2) 事務所の所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号

ゲートシティ大崎イーストタワー8階

2 指定をした日

令和6年2月16日

広島市告示第59号

令和5年2月16日

次の者を指定納付受託者に指定したので、地方自治法(昭和2 2年法律第67号) 第231条の2の3第2項に定めるところに より、告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
- (1) 名称

KLOOK Travel Tech

nology合同会社

(2) 事務所の所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

渋谷スクランブルスクエア39階

2 指定をした日

令和6年2月16日

広島市告示第60号

令和6年2月19日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43 年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告 します。

広島市長 松井一實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 1工区

広島市西区観音新町四丁目2874番69の一部

2 開発面積

1 工区 4 9, 7 7 4. 1 1 m²

3 同意を受けた者の住所及び氏名 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市長 松井 一實 (市民局文化スポーツ部スポーツ振興課)

4 検査済証交付年月日 令和6年2月19日

広島市告示第61号

令和6年2月20日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画 (広島平和記念都市建設計画)道路を変更したので、同法第21 条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項により同法第14条第1項に規定する図書を縦覧に供します。

······

広島市長 松井一實

- 1 都市計画の種類 広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)道路 3・2・310号 駅前観音線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 広島市南区の松原町、大須賀町 広島市中区の東白島町、西白島町、基町 広島市西区の楠木町一丁目、横川町三丁目、横川町二丁目、 横川新町、中広町三丁目、中広町二丁目、中広町一丁目、上 天満町、天満町、観音町、西観音町、福島町二丁目、観音本 町二丁目、南観音町、南観音二丁目、南観音 六丁目、南観音七丁目、観音新町一丁目、観音新町二丁目、 観音新町三丁目、観音新町四丁目
- 3 図書の縦覧場所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課

広島市告示第62号

令和6年2月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に 供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日 令和6年2月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式 別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置 下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面の とおり。

(別 紙)

区分		排水施設	
区万	区名	町名	の方式
汚水及び	安佐南区	東野三丁目の一部	
雨水を排除	佐伯区	五日市中央四丁目の一部	
	西区	山田町の一部	
	安佐南区	伴中央四丁目の一部	分流
汚水を排除	安佐北区	深川三丁目及び亀山一丁目 の各一部	
	安芸区	瀬野南一丁目の一部	

広島市告示第63号

令和6年2月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、 次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号) 第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示しま す。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に 供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日 令和6年2月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称 別紙のとおり。

(別 紙)

	下水を処理する区域	終末処理場の位置及び
区名	町名	名称
西区	山田町の一部	
安佐南区	東野三丁目及び伴中央四丁 目の各一部	位置:広島市西区扇一 丁目1番1号
安佐北区	深川三丁目及び亀山一丁目 の各一部	名称:広島市西部水資 源再生センター
佐伯区	五日市中央四丁目の一部	
安芸区	瀬野南一丁目の一部	位置:広島市南区向洋 沖町1番1号 名称:太田川流域下水 道東部浄化セン ター

広島市告示第64号

令和6年2月20日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島

市下水道条例(昭和47年広島市条例第96号)第21条第2項 の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に 供します。

広島市長 松井一實

1 供用を開始する年月日 令和6年2月20日

2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐南区沼田町大字阿戸の一部	戸山農業集落排水処理施設
佐伯区湯来町大字下の一部	太田部農業集落排水処理施 設

広島市告示第65号

令和6年2月21日

麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号。以下「麻 向法」という。)第51条第2項に基づき、次のとおり処分を行 いましたので、麻向法第50条の26第4項の規定により告示し ます。

広島市保健所長 上 田 久仁子

1 処分内容

向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許の取消し

2 処分年月日

令和6年2月21日

- 3 処分を受けた営業者の住所及び氏名 広島市中区八丁堀13番17号 有限会社広島薬局 代表取 締役 名王 京子
- 4 処分の対象となった施設所在地及び施設名称 広島市中区八丁堀13番17号 有限会社広島薬局
- 5 処分の原因となった事実
- (1) 麻向法第50条の16第2項違反 向精神薬営業者、病院等の開設者等以外の者に対して、向 精神薬を譲り渡した。
- (2) 麻向法第50条の16第4項違反 向精神薬処方せんを所持する者以外の者に対して、向精神 薬を譲り渡した。
- (3) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行 為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等 に関する法律第8条第2項違反

薬物犯罪を犯す意思をもって、薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡した。

6 処分の理由

麻向法第51条第2項に規定する向精神薬卸売業者及び向精 神薬小売業者の免許の取消し要件に該当

······

広島市告示第66号

令和6年2月22日

広島市市営駐車場条例(昭和45年広島市条例第13号)第6 条の規定に基づき、広島市市営富士見町第六駐車場の休止を定め た令和5年12月6日付け広島市告示第476号を次のとおり改 正します。

広島市長 松井 一實

表広島市市営富士見町第六駐車場の項中「令和6年2月29日 (木)午後5時まで」を「令和6年2月27日(火)午後5時まで」に改める。

広島市告示第67号

令和6年2月26日

広島市市営住宅等条例(平成9年広島市条例第35号)第14 条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更したので、 広島市市営住宅等条例施行規則第11条の規定に基づき告示しま す。

広島市長 松井一實

- 1 変更内容(対象住宅、変更後の家賃) 別紙のとおり。
- 2 変更期間 令和6年3月1日から令和6年3月31日まで
- 3 変更理由 浴槽・風呂釜設置等

別紙 略

広島市告示第69号

令和6年2月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条又は第11条の規定に基づき保管してい る自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課 において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第70号

令和6年2月27日

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に 基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、令和6年2月27日から同年3月12日まで 広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

整理	路線名	起点		
番号		終点		
15051	安佐北4区 507号線	安佐北区安佐町大字鈴張字平尾台497 5番地279地先		
17001		安佐北区安佐町大字鈴張字平尾台497		

5番地315地先

広島市告示第71号

令和6年2月27日

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 8 条の規定に基づき、 市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、令和6年2月27日から同年3月12日まで 広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

整理	路線名	起点
番号	四水石	終点
17652	東3区	東区中山中町902番地6地先
17032	285号線	東区中山中町907番地3地先
17653	南 2 区 1 8 3 号線	南区青崎一丁目74番地1地先
17000		南区青崎一丁目74番地1地先
17654	南2区	南区青崎一丁目69番地4地先
17034	184号線	南区青崎一丁目74番地1地先
17655	安佐南1区	安佐南区川内二丁目1645番地18地 先
	529号線	安佐南区川内二丁目1645番地9地先
	空 供売 1 豆	安佐南区緑井七丁目1940番地1地先
17656	安佐南1区530号線	安佐南区緑井七丁目1940番地21地 先
	安佐南 3 区 8 8 7 号線	安佐南区長東五丁目1071番地6地先
17657		安佐南区長束五丁目1071番地14地 先
17658	安佐北2区 1138号	安佐北区口田南六丁目1481番地5地 先
17038	線	安佐北区口田南六丁目1481番地10 地先
	安佐北3区	安佐北区三入二丁目1160番地1地先
17659	1016号線	安佐北区三入二丁目1160番地9地先
15000	安佐北3区	安佐北区三入二丁目1160番地6地先
17660	1017号線	安佐北区三入二丁目1160番地6地先
17661	安佐北4区	安佐北区安佐町大字鈴張字平尾台497 5番地279地先
17001	507号線	安佐北区安佐町大字鈴張字平尾台497 5番地358地先
17662	佐伯4区	佐伯区海老園三丁目1065番地21地 先
	585号線	佐伯区海老園三丁目1063番地1地先
17663	佐伯5区	佐伯区湯来町大字下字長縄813番地8 地先
17003	184号線	佐伯区湯来町大字下字長縄731番地4 地先

広島市告示第72号

令和6年2月27日

道路の区域を次のように決定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、令和6年2月27日から同年3月12日まで 広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

道路の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東3区 285号線	4.80 メートル (10.00	メートル 113.05
市道	南2区 183号線	8.00 メートル り 15.24	メートル 65.45
市道	南 2 区 1 8 4 号線	6.00 メートル ら 13.00	メートル 52.95
市道	安佐南1区 529号線	4.30 メートル ら 8.40	メートル 47.61
市道	安佐南1区 530号線	4.00 メートル く 7.21	メートル 34.58
市道	安佐南 3 区 8 8 7 号線	4.00 メートル ら 8.07	メートル 26.65
市道	安佐北2区 1138号 線	4.32 メートル 「 7.48	メートル 37.05
市道	安佐北3区 1016号 線	5.00 メートル く 13.75	メートル 109.29
市道	安佐北3区 1017号 線	6.00 メートル (18.55	メートル 20.62
市道	安佐北4区 507号線	7.24 メートル ら 16.30	メートル 284.10
市道	佐伯4区 585号線	6.00 メートル く 23.00	メートル 294.90
市道	佐伯5区 184号線	4.90 メートル ら 16.80	メートル 281.00

広島市告示第73号

令和6年2月27日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年2月27日から同年3月12日まで 広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

道路の 種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東3区 285 号線	東区中山中町902番地6 地先 東区中山中町907番地3 地先	令和6年2月2 7日
		南区青崎一丁目74番地1	

市道	南2区 183 号線	地先 南区青崎一丁目74番地1 地先	令和6年2月2 7日
市道	南 2 区 1 8 4 号線	南区青崎一丁目69番地4地先南区青崎一丁目74番地1	令和6年2月2 7日
市道	安佐南	地先 安佐南区川内二丁目164 5番地18地先	令和6年2月2
川坦	5 2 9 号線	安佐南区川内二丁目164 5番地9地先	7日
市道	安佐南 1区	安佐南区緑井七丁目1940番地1地先	令和6年2月2
	5 3 0 号線	安佐南区緑井七丁目194 0番地21地先	7日
市道	安佐南 3区	安佐南区長東五丁目107 1番地6地先	令和6年2月2
- 10 A	887 号線	安佐南区長東五丁目107 1番地14地先	7日
市道	安佐北 2区	安佐北区口田南六丁目14 81番地5地先	令和6年2月2
- 10 /E	1138号線	安佐北区口田南六丁目14 81番地10地先	7日
市道	安佐北 3区	安佐北区三入二丁目116 0番地1地先	令和6年2月2
10.02	101 6号線	安佐北区三入二丁目116 0番地9地先	7日
市道	安佐北 3区	安佐北区三入二丁目116 0番地6地先	令和6年2月2
117.22	101 7号線	安佐北区三入二丁目116 0番地6地先	7日
士塔	安佐北	安佐北区安佐町大字鈴張字 平尾台4975番地279 地先	令和6年2月2
市道	5 0 7 号線	安佐北区安佐町大字鈴張字 平尾台4975番地358 地先	7日
十米	佐伯 4 区	佐伯区海老園三丁目106 5番地21地先	令和6年2月2
市道	5 8 5 号線	佐伯区海老園三丁目106 3番地1地先	7日

広島市告示第74号

令和6年2月28日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画 (広島平和記念都市建設計画)地区計画を変更したので、同法第 21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、安芸区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類

- (1) 広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画
- (2) 名称、位置及び区域

名称		位置及び区域
瀬野四丁目地区 (変更)	地区計画	広島市安芸区瀬野四丁目の一部

2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号 安芸区役所農林建設部建築課

広島市告示第75号

令和6年2月28日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画 (広島平和記念都市建設計画)地区計画を変更したので、同法第 21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類

- (1) 広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画
- (2) 名称、位置及び区域

名称		位置及び区域
西風新都石内湯戸地区 区計画(変更)	地	広島市佐伯区五日市町大字石内 の一部

2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 佐伯区役所農林建設部建築課

広島市告示第76号

令和6年2月29日

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次に掲げる者から指定介護療養型医療施設の辞退の届出があったので、同法第115条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

次に掲げる者 略

広島市告示第77号

令和6年2月29日

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項又は第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号又は第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第78号

令和6年2月29日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第79号

令和6年2月29日

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

······

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第80号

令和6年2月29日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中 国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第81号

令和6年2月29日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったの

で、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

医療扶助のための施術者 略

広島市告示第82号

令和6年2月29日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、 広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農 林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農 林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一 般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

縦覧日及び縦覧時間

広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第 1条第1項に規定する休日を除き毎日午前8時30分から午後5 時15分まで

広島市告示(中区)第10号

令和6年2月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により 自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管した ので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第11号

令和6年2月6日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年2月6日から同月20日まで広島市 中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

道路の 種類	路線名	変更区間	旧新 別	敷地の幅員 (m)	敷地の延長 (m)
市道	中1区	中区基町 5 番地 1 地先 から	田	19.34 ~ 29.94	117.22
III 7E	品線	中区基町 5 番地 1 地先	新	19.34 ~	111.22

まで 29.94

広島市告示(中区)第12号

令和6年2月6日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年2月6日から同月20日まで広島市 中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

	路の 重類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
ī	7道	中1区 中広宇 品線	中区基町5番地1地先から 中区基町5番地1地先まで	令和6年2月6 日

広島市告示(中区)第13号

令和6年2月9日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和6年2月6日に広島市西部自転車等保管所へ 移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第14号

令和6年2月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により 自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管した ので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井 一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第15号

令和6年2月15日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定に基づき、下記の対象区域における一の敷地とみなすこと等の認定を取消しましたので、同条第4項に基づき告示します。この関係図書は、中区役所建設部建築課において縦覧します。

THE PERMITTER OF THE PE

広島市長 松井一實

記

1 対象区域の名称 基町アパート

2 対象区域の位置 広島市中区基町1番3ほか21筆

3 認定番号 第R05認定通知広島市建10002号

4 認定年月日 令和6年2月15日

5 対象区域及びその区域内の建築物等の概要 別紙による。

別紙 略

広島市告示(中区)第16号

令和6年2月15日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の規 定に基づき、下記のとおり一の敷地とみなすこと等による制限の 緩和を認定し、同条第8項に基づき告示します。

この関係図書は、中区役所建設部建築課において縦覧します。

広島市長 松井一實

記

1 対象区域の名称 基町アパート

2 対象区域の位置 広島市中区基町1番5ほか15筆

3 認定番号 第R05認定通知広島市建10003号

4 認定年月日 令和6年2月15日

5 対象区域及びその区域内の建築物等の概要 別紙認定計画書による。

別紙 略

広島市告示(中区)第17号

令和6年2月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により 自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管した ので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第18号

令和6年2月16日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年2月16日から同年3月1日まで広 島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

	[路の 重類	路線名	変更区間	旧新 別	敷地の幅員 (m)	敷地の延長 (m)
Ī	市道	中2区 187	中区光南四 丁目892 番地34地 先から	IΗ	10.02 ~ 10.02	8.20

号線	中区光南四 丁目892 番地38地 先まで	新	10.02 ~ 15.90	
----	--------------------------------	---	---------------------	--

広島市告示(中区)第19号

令和6年2月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年2月16日から同年3月1日まで広 島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の 種類	路線名	供用開始	供用開始の期日
市道	中2区 187 号線	中区光南四丁目892番地 34地先から 中区光南四丁目892番地 38地先まで	令和6年2月1 6日

広島市告示(中区)第20号

令和6年2月20日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、中区役所市民部地域起こし推進課長の区物品出納員事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区物品分任出納員 広島市広瀬児童館 児童館指導員 角谷 有紀
- 2 委任させた事務 広島市広瀬児童館における物品の出納保管に関する事務
- 3 委任年月日 令和6年1月22日
- 4 委任期間

令和6年1月22日から広島市広瀬児童館館長の職務復帰の 日まで

······

広島市告示(中区)第21号

令和 6 年 2 月 2 0 日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、中区役所市民部地域おこし推進課長の区物品出納員事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 3 委任を受けた区物品分任出納員広島市吉島児童館 児童館指導員 安部 佳子
- 2 委任させた事務

広島市吉島児童館における物品の出納保管に関する事務

- 3 委任年月日
 - 令和6年2月15日
- 4 委任期間

令和6年2月15日から広島市吉島児童館館長の職務復帰の 日まで

広島市告示(中区)第22号

令和6年2月21日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車 等については、令和6年2月15日に広島市西部自転車等保管所 へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第23号

令和6年2月21日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車 等については、令和6年2月19日に広島市西部自転車等保管所 へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第24号

令和6年2月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により 自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管した ので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井 一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第25号

令和6年2月29日

平和大通り公園の一部区域を次のとおり定めるので、広島市公園条例及び広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例(令和6年広島市条例第5号)附則第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

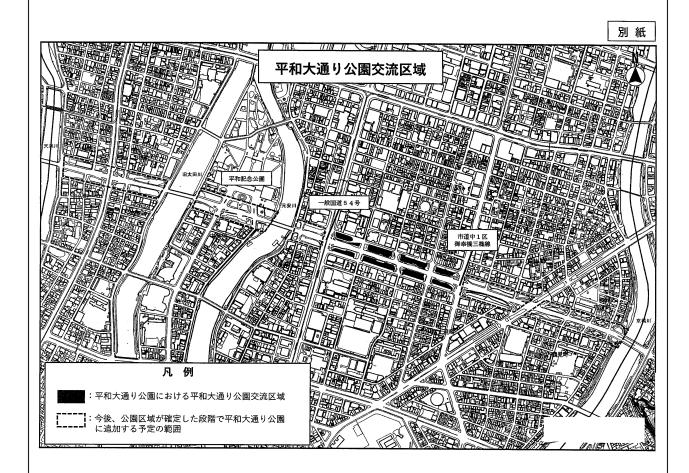
1 定める区域

平和大通り公園のうち市道中1区御幸橋三篠線と一般国道54号との間の区域(別紙のとおり。)

2 定める区域の名称

平和大通り公園交流区域

3 開始の期日令和6年2月29日



広島市告示(東区)第6号

令和6年2月1日

道路法第44条の3第1項の規定により違法放置物件を除去し、同条第2項に基づき保管したので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第7号

令和6年2月8日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年2月8日から同月22日まで広島市 東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

道路の 種類	路線名	変更区間	旧新 別	敷地の幅員	敷地の延長

旧茶	府中祇	東区温品五 丁目123 3番地22 地先から	旧	メートル 8.10 ~ 8.60	メートル 184.50
県道	園線	東区温品五 丁目123 3番地1地 先まで	新	メートル 10.20 ~ 18.00	メートル 184.50

広島市告示(東区)第8号

令和6年2月8日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年2月8日から同月22日まで広島市 東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

道路の 種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
県道	府中祇 園線	東区温品五丁目1233番 地22地先から 東区温品五丁目1233番	令和6年2月8 日

地1地先まで

広島市告示(東区)第9号

令和6年2月8日

戸坂駅自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和6年2月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車について は、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(東区)第10号

令和6年2月13日

広島駅北口第一自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記 自転車については、令和6年2月9日に広島市西部自転車等保管 所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車について は、処分します。

広島市長 松井 一實

下記 略

広島市告示(東区)第11号

令和6年2月19日

天神川駅北第二駐輪場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和6年2月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車について は、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(東区)第12号

令和6年2月19日

天神川駅北第二駐輪場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和6年2月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車について は、処分します。

広島市長 松井 一實

下記 略

広島市告示(東区)第13号

令和6年2月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広 島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条 第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第14号

令和6年2月27日

天神川駅北第一駐輪場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和6年2月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車について は、処分します。

······

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第16号

令和6年2月1日

広島駅南口第五駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和6年1月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井 一實

別紙 略

広島市告示(南区)第17号

令和6年2月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転 車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示 します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第18号

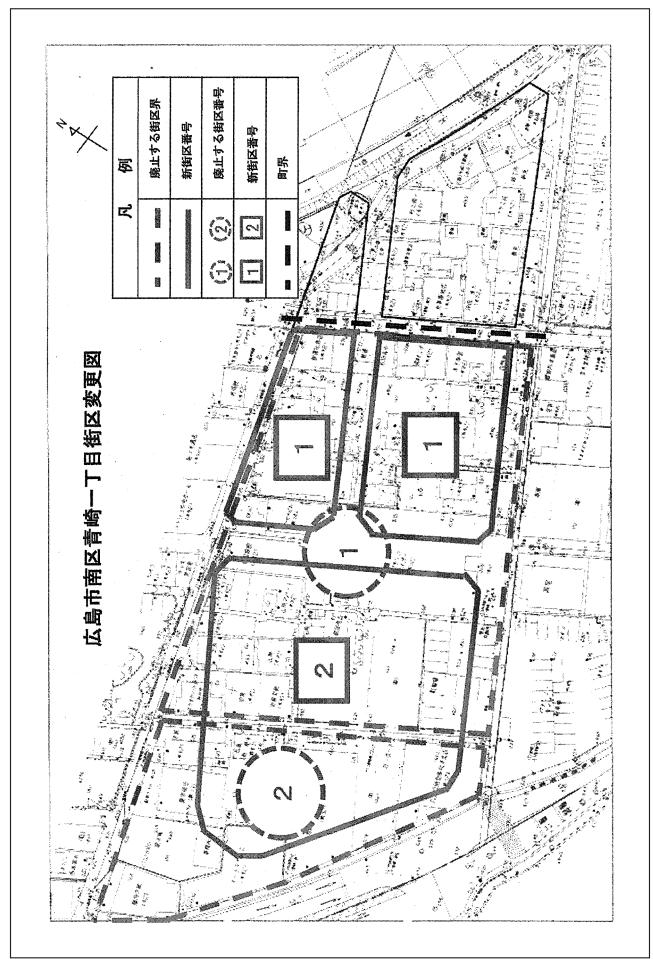
令和6年2月13日

次のとおり、住居表示実施区域内の街区の区域の変更を行います。

······

- 1 変更する区域 南区青崎一丁目の街区の一部
- 2 変更の内容

3	別図のとおり 変更年月日 令和6年3月1日	



広島市告示(南区)第19号

令和6年2月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転 車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示 します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第20号

令和6年2月13日

広島駅南口第三 B 駐輪場、広島駅南口第五駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和 6年2月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第21号

令和6年2月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転 車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示 します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第22号

令和6年2月15日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定に基づき、一つの敷地とみなすこと等による下記の一団地を認定しましたので、同条第6項に基づき告示します。

この関係図書は、広島市南区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

- 1 一団地の区域 広島市南区宇品西二丁目1330
- 2 認定番号 第R05認定通知広島市建30001号
- 3 認定年月日令和6年2月9日

広島市告示(南区)第23号

令和6年2月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転 車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示 します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第24号

令和6年2月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車 等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示し ます。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第25号

令和6年2月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転 車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示 します。

広島市長 松井 一實

別紙 略

広島市告示(南区)第26号

令和6年2月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転 車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示 します。

······

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第27号

令和6年2月21日

広島駅南口第一駐輪場、広島駅南口第三 A 駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和6年2月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

別紙 略

広島市告示(南区)第28号

令和6年2月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車 等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示し ます。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第29号

令和6年2月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転 車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示 します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(西区)第8号

令和6年2月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により 別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定 により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第9号

令和6年2月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により 別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定 により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第10号

令和6年2月13日

道路法(昭和27年法律第180号)に基づく道路を、次のとおり、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路として指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の 縦覧に供します。 広島市長 松井 一實

- 1 指定番号 第22号
- 2 指定年月日 令和6年2月13日
- 3 道路の種類及び路線名

広島市道 西3区己斐中央線

広島市道 西3区510号線

県道 伴広島線

土地区画整理法による道路 区6-3

土地区画整理法による道路 区6-4

土地区画整理法による道路 区6-5

土地区画整理法による道路 区6-6

土地区画整理法による道路 特4-2

4 道路の位置

広島市道 西3区已斐中央線

起点 広島市西区己斐中一丁目303番1地先

終点 広島市西区已斐本町一丁目323番27地先

延長 162.99メートル

幅員 23.00~78.54メートル

広島市道 西3区510号線

起点 広島市西区已斐中一丁目128番3地先

終点 広島市西区已斐中一丁目310番4地先

延長 49.72メートル

幅員 16.00~44.82メートル

県道 伴広島線

起点 広島市西区己斐中一丁目298番1地先

終点 広島市西区己斐中一丁目127番9地先

延長 135.68メートル

幅員 6.20~15.50メートル

土地区画整理法による道路 区6-3

起点 広島市西区己斐中一丁目317-17

終点 広島市西区己斐中一丁目317-21

延長 18.47メートル

幅員 6.00メートル

土地区画整理法による道路 区6-4

起点 広島市西区已斐中一丁目306-3

終点 広島市西区己斐本町一丁目325-11

延長 175.89メートル

幅員 6.00メートル

土地区画整理法による道路 区6-5

起点 広島市西区己斐中一丁目317-22

終点 広島市西区己斐中一丁目317-9

延長 25.75メートル

幅員 6.00メートル

幅員

土地区画整理法による道路 区6-6

起点 広島市西区己斐中一丁目307-1

終点 広島市西区己斐本町一丁目109-14

延長 157.00メートル 6.00メートル

土地区画整理法による道路 特4-2

起点 広島市西区已斐本町一丁目323-27

終点 広島市西区已斐本町一丁目323-27

延長 39.18メートル 幅員 4.00メートル

広島市告示(西区)第11号

令和6年2月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号) 第10条第2項又は第11条第2項の規定により 別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定 により告示します。

広島市長 松井 一實

別表 略

広島市告示(西区)第12号

令和6年2月15日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。

その関係図面は、令和6年2月15日から令和6年2月29日 まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供 します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在 (起点及び終点)
水路	K3-D-472 -38-7号水路 の一部	広島市西区己斐上二丁目2010 番2地先から同所2010番1地 先まで

······

広島市告示(西区)第13号

令和6年2月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号) 第10条第2項又は第11条第2項の規定により 別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定 により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第14号

令和6年2月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号) 第10条第2項又は第11条第2項の規定により 別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定 により告示します。

広島市長 松井一 實

別表 略

広島市告示(西区)第15号

令和6年2月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号) 第10条第2項又は第11条第2項の規定により 別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定 により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(安佐南区)第17号

令 和 6 年 2 月 9 日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4 号に規定する道路として指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課におい て一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 令和6年2月9日
- 都市計画道路 3 · 3 · 7 0 2 号長東八木線 3 路線名
- 4 道路の位置 起点:広島市安佐南区八木三丁目5887-1 8 地先

終点:広島市安佐南区八木三丁目5873-1 地先

- 5 道路延長 90.0メートル
- 6 道路幅員 本線 9.5~17.713メートル

側道 6.0~8.0メートル

広島市告示(安佐南区)第18号

令和6年2月14日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和6年2月 13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。 なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第19号

令和6年2月15日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更しま

······

す。

その関係図面は、令和6年2月15日から同月29日まで、広 島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供 します。

広島市長 松井 一實

区分	新旧 別	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	旧	安佐南2区5 82号里道	高取北一丁目26番2地先から 27番1地先まで
王坦	新		高取北一丁目54番5地先から 55番1地先まで
水路	旧	K3-E2- た-1-1- 31号水路	高取北一丁目26番3地先から 26番2地先まで
八四	新		高取北一丁目54番1地先から 26番1地先まで
水路	旧	K3 E2	高取北一丁目26番2地先から 27番1地先まで
小崎	新	た – 1 – 1 – 4 1 号水路	高取北一丁目54番5地先から 54番1地先まで

広島市告示(安佐南区)第20号

令和6年2月15日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止しま す。

······

その関係図面は、令和6年2月15日から同月29日まで、広 島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供 します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在 (起点及び終点)
里道	安佐南2区144 5号里道	安佐南区高取北一丁目27番2地 先から54番1地先まで
里道	安佐南2区144 6号里道	安佐南区高取北三丁目77番3地 先から77番3地先まで
水路	K3-E2-た- 1-2-21号水 路	安佐南区高取北三丁目77番3地 先から77番3地先まで

広島市告示(安佐南区)第21号

令和6年2月21日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5 号の規定による道路の位置を次のように廃止しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 指定番号 第17号

2 廃止年月日 令和6年2月21日

3 道路の位置 広島市安佐南区八木三丁目の2942番5の

一部、2953番13の一部、2954番2

の一部及び2954番2地先里道

4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル 延長 12.00メートル

広島市告示(安佐南区)第22号

令和6年2月26日

令和6年第1回緑井財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

招集日時 令和6年3月8日(金)午後4時

招集場所 佐東公民館 第3研修室

議事日程 日程第1 会期の決定について

日程第2 令和6年度緑井財産区会計歳入歳出予算 について

日程第3 報告事項

- (1) 例月出納検査結果報告について
- (2) 緑井財産区に関する冊子について
- (3) 緑井財産区の廃止について

広島市告示(安佐南区)第23号

令和6年2月28日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

······

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

1 指定番号 第18号

2 指定年月日 令和6年2月28日

3 道路の位置 広島市安佐南区東野二丁目の721番1の一

部、721番9の一部、722番6の一部、 722番7の一部、甲729番の一部及び乙

729番の一部

4 幅員及び延長 幅員 4.10 m~4.24 m

延長 79.53 m

広島市告示(安佐南区)第24号

令和6年2月29日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和6年2月 28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第8号

令和6年2月1日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転

······

車等については、令和6年1月26日に広島市西部自転車等保管 所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井 一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第9号

令和6年2月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第11条第2項の規定により、令和6年1月26 日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第1 2条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第10号

令和6年2月7日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項 の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産 に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋五区町内会 (代表者 谷口 大治)について、次のとおり告示事項を変更し ました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項 事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

	IΒ	新
事務所	広島市安佐北区三入六 丁目23番16号	広島市安佐北区三入六 丁目28番30号
代表者の氏名 及び住所	谷口 大治 広島市安佐北区三入六 丁目23番16号	土居 義信 広島市安佐北区三入六 丁目28番30号

広島市告示(安佐北区)第11号

令和6年2月13日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項 の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産 に関する権利等を保有する団体として認可した安佐可台町内会 (代表者 越道 慶幸)について、次のとおり告示事項を変更し ました。

広島市長 松井 一實

- 1 変更があった事項 事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

	IΒ	新
事務所	広島市安佐北区三入七 丁目4番18-5号	広島市安佐北区三入七 丁目4番8号
代表者の氏名 及び住所	越道 慶幸 広島市安佐北区三入七 丁目4番18-5号	寺山 清 広島市安佐北区三入七 丁目4番8号

広島市告示(安佐北区)第12号

令和6年2月13日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 指定番号 第12号

2 指定年月日 令和6年2月13日

3 道路の位置 広島市安佐北区口田南六丁目1599番1の

一部

4 幅員及び延長 幅員 4.50メートル

延長 36.28メートル

広島市告示(安佐北区)第13号

令和6年2月16日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

1 指定番号 第13号

2 指定年月日 令和6年2月16日

3 道路の位置 広島市安佐北区三入二丁目の1233番3の

一部、1233番6、1234番4、123

4番5の一部及び1233番3地先水路

4 幅員及び延長 幅員 4.10メートル

延長 35.46メートル

広島市告示(安佐北区)第14号

令和6年2月16日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止しま す。

その関係図面は、令和6年2月16日から同年3月1日まで、 広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に 供します。

区分	路線名等	所在 (起点及び終点)
林道	大屋敷	白木町大字志路字大屋敷29番地

		先から同所39番1地先まで
農道	大屋敷	白木町大字志路字大屋敷8番地先 から同所13番地先まで

広島市告示(安佐北区)第15号

令和6年2月26日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和6年2月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井 一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第16号

令和6年2月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第11条第2項の規定により、令和6年2月20 日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第1 2条の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第17号

令和6年2月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和6年2月28日から同年3月13日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧 別	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	旧	安佐北3区3 71号里道	可部二丁目537番1地先から 同所537番1地先まで
生坦	新	安佐北3区3 71号里道	可部二丁目531番1地先から 同所537番1地先まで

広島市告示(安佐北区)第18号

令和6年2月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和6年2月28日から同年3月13日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在 (起点及び終点)
里道		可部二丁目537番1地先から同 所537番1地先まで

広島市告示(安佐北区)第19号

令和6年2月28日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年2月28日から同年3月13日まで、安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の 種類	路線名	変更区間	旧新 別	敷地の幅員 (m)	敷地の延長 (m)
市道	安佐北 2区6	安佐北区深 川三丁目7 番地2地先 から	旧	4.35 ~ 6.00	91.40
印理	83号線	安佐北区深 川三丁目7 番地2地先 まで	新	5.10 ~ 6.00	21.40

広島市告示(安佐北区)第20号

令和6年2月28日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年2月28日から同年3月13日まで 安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の 種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北 2区6 83号 線	安佐北区深川三丁目7番地 2地先から 安佐北区深川三丁目7番地 2地先まで	令和6年2月2 8日

広島市告示(安芸区)第6号

令和6年2月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、 保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第7号

令和6年2月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号) 第10条第2項及び第11条第2項の規定により 自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により 次のとおり告示します。

広島市長 松井 一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第8号

令和6年2月1日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等 は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示し ます。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第9号

令和6年2月26日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法 律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

······

その関係図面は、令和6年2月26日から同年3月11日まで 広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供しま

広島市長 松井一實

道路の 種類	路線名	変更区間	旧新 別	敷地の幅員	敷地の延長
旧米	瀬野船	広島市安芸 区中野七丁 目3415 番地地先か ら	旧	メートル 3.57 ~ 4.14	メートル 26.46
県道	越線	広島市安芸 区中野七丁 目3395 番地5地先 まで	新	メートル 5.00 ~ 5.00	メートル 26.46

広島市告示(安芸区)第10号

令和6年2月26日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法 律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年2月26日から同年3月11日まで 広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供しま す。

広島市長 松井一實

道路の 路線名 供用開始区間 供用開始の期日

種類			
県道	瀬野船 越線	広島市安芸区中野七丁目3 415番地地先から 広島市安芸区中野七丁目3 395番地5地先まで	令和6年2月2 6日

広島市告示(安芸区)第11号

令和6年2月27日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を変更します。

その関係図面は、令和6年2月27日から同年3月12日ま で、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧 に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧 別	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	旧	安芸 4 区 3 1 5 号里道	広島市安芸区矢野西六丁目乙4 642番地先から 広島市安芸区矢野西六丁目乙4 642番地先まで
王坦	新	安芸 4 区 3 1 5 号里道	広島市安芸区矢野西六丁目乙4 642番地先から 広島市安芸区矢野西六丁目46 42番1地先まで

広島市告示(安芸区)第12号

令和6年2月27日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止しま す。

その関係図面は、令和6年2月27日から同年3月12日ま で、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧 に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在 (起点及び終点)
里道	安芸 4 区 3 1 8 号 里道	広島市安芸区矢野西六丁目464 3番地先から 広島市安芸区矢野西六丁目464 3番地先まで

広島市告示(安芸区)第13号

令和6年2月27日

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において 一般の縦覧に供します。

- 1 指定番号 第11号
- 2 指定年月日 令和6年2月27日
- 3 道路の位置 広島市安芸区中野二丁目392番1の一部

4 幅員5.00メートル5 延長16.73メートル

広島市告示(安芸区)第14号

令和6年2月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により 自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により 次のとおり告示します。

広島市長 松井 一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第15号

令和6年2月27日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第16号

令和6年2月27日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第10号

令和6年2月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去 し、令和6年2月1日に広島市西部自転車等保管所へ移動したの で、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第11号

令 和 6 年 2 月 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去 し、令和6年2月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第12号

令和6年2月7日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自 転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等について は、令和6年2月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したの で告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について は、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第13号

令和6年2月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第11条第2項の規定により別紙自転車等を撤去 し、令和6年2月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したの で、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第14号

令和6年2月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市 条例第98号)第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去 し、令和6年2月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動した ので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第15号

令和6年2月22日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法 律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年2月22日から同年3月7日まで広 島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

路線の 種類	路線名	変更区間	旧新 別	敷地の幅員	敷地の延長
		佐伯区五日		メートル	メートル

市道	佐伯 4 区 3 1	市中央五丁 目 2 4 5 2 番 3 地先か ら	旧	2.40 ~ 3.30	25.50
	3号線	佐伯区五日 市中央五丁 目 2 4 5 2 番 3 地先ま で	新	メートル 3.10 ~ 4.00	メートル 25.50

広島市告示(佐伯区)第16号

令和6年2月22日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法 律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年2月22日から同年3月7日まで広 島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

路線の 種類		路線名	供用開始	供用開始の期日
	市道	佐伯 4 区 3 1 3 号線	佐伯区五日市中央五丁目 2 452番3地先から 佐伯区五日市中央五丁目 2 452番3地先まで	令和6年2月2 2日

区二告二示

広島市中区告示第1号

令和6年2月7日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則(昭和27年広島市規 則第51号)第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨 時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市中区長 薬師地 直 樹

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 26-04

広島 23-23

広島 13-90

人事委員会規則

広島市人事委員会規則第1号

令和6年2月22日

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

> 広島市人事委員会 委員長 飯 田 恭 示

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改 正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和54年広島市

人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「昇格時号給対応表」の右に「(以下「昇格 時号給対応表」という。)」を加え、同条第4項を次のように改 める。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合において、 前3項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡 を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわら ず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定 することができる。

第24条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 降格した日の前日に受けていた号給が昇格時号給対応表の 昇格後の号給欄に定める号給のいずれかに該当するとき そ の号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に掲 げる号給(当該号給が2以上ある場合は、最も上位の号給)
- (2) 降格した日の前日に受けていた号給が昇格時号給対応表の 昇格後の号給欄に定める号給にないとき 降格した職務の級 の最高の号給

別表第7のウの表中

	і Г	
1	'	2
1		3
1		4
1		5
1		6
1		7
1		8
1		9
1		1 0
1		1 1
1		1 2
1		1 3
1		1 4
1		1 5
1		1 6
1		1 7
1		1 8
1		1 9
1		2 0
1		2 1
1		2 2
1		2 3
1		2 4
1		2 5
1		2 6
1		2 7
1		2 8
1		2 9
2		3 0
3		3 1

ა				
4				
5				
(6			
7	7			
8	3			
(9			
	0			
1	2			
1	2			
1 1 1 1 1 1	3			
1	4			
1	5			
1	6			
1	5 6 7			
1	8			
1	9			
1 1 2	0			
2	1 2			
2	2			
2	3			
2				
2 2 2 2 2 2 2	5			
2	6			
2	7			
2	8			
2 3	9			
3	1			

4 3 2	5 5 7 4
5 3 3	5 6 7 4
6 34	57 75
7 35	5 7 7 5
	5 8 7 6
9 37	5 8 7 6
10 38	5 9 7 7
1 1 3 9	5 9 7 8
1 2 4 0	60 79
1 3 4 1	6 0 8 0
1 4 4 2	6 1 8 1
15 43	6 1 8 1
	6 2 8 2
17 45	6 2 8 2
18 45	6 3 8 3
1 9 4 6	6 3 8 3
2 0 4 6	6 4 8 4
21 47	6 4 8 4
2 2 4 7	6 5 8 5
2 3 4 8	65 86
2 4 4 8	66 87
25 49	6 6 8 8
2 6 5 0	67 89
27 51	6 7
28 52	6 8
2 9 5 3	6 8
3 0 5 4	6 9
3 1 5 5	6 9
3 2 5 6	7 0
3 3 5 7	7 0
3 4 5 8	71
35 59	71
3 6 6 0	7 2
37 61	7 2
3 8 6 2	7 3
3 9 6 3	7 3
40 64	7 3
41 65	7 4
42 を 66 66 に改め、同表備考を削る。	7 4
4 3 6 7	7 5
4 4 6 8	75
4 5 6 9	7 5
4 6 6 9 7 0	7 5
47 70	76
48 70	7 6
4 9 7 1	7 6
5 0 7 1	77
5 1 7 2	77
5 2 7 2	7 7
5 3 7 3	7 8
5 4 7 3	78

					,
7 8		1 9		4 3	
7 8		2 0		4 4	
7 9		2 1		4 5	
		2 2		4 6	
7 9					
別表第7のオの	カ表山	2 3		4 7	
1012X 31 (0)4 (73(1)	2 4		4 8	
1		2 5		4 9	
1	3	2 6		5 0	
1	4	2 7		5 1	
1	5	2 8		5 2	
1	6	2 9		5 3	
1	7	3 0		5 4	
1	8	3 1		5 5	
1	9	3 2		5 6	
1	1 0	3 3	を	5 7	に改め、同表備考を削る。
1	11	3 4	~	5 7	に以め、内衣伽名を削る。
1	1 2	3 5		5 8	
1	1 3	3 6		5 8	
1	1 4	3 7		5 9	
1	1 5	3 8		5 9	
1	1 6	3 9		6 0	
1	17	4 0		6 0	
1	1 8	4 1		6 1	
1	1 9	4 2		6 2	
1	2 0	4 3		6 3	
1	2 1	4 4		6 4	
1	2 2	4 5		6 5	
1	2 3	4 6		6 5	
1	2 4	4 7		6 5	
1	2 5	4 8		6 6	
1	2 6	4 9		6 6	
1	2 7	4 9		6 6	
1	2 8	5 0		6 7	
1	2 9	5 0		6 7	
2	3 0	5 1		6 7	
3	3 1	5 1		6 8	
4	3 2	5 2		6 8	
5	3 3	5 2		6 8	
6	3 4	5 3		6 9	
7	3 5	5 3		6 9	
8	3 6	5 4		6 9	
9	3 7	5 4		7 0	
1 0	3 7	5 5		7 0	
1 1	3 8	5 5		7 0	
1 2	3 8	5 6		7 1	
1 3	3 9	5 6		7 1	
1 4	3 9	5 7	}	7 1	
			}	, 1	
1 5	4 0	5 7			
1 6	4 0	5 7	ļ		
1 7	4 1	5 8			
1 8	4 2	5 8			
			l		'

40 %11203	[7] [7]
58	
5 8	1 28
5 8	1 29
5 8	1 3 0
5 8	1 31
5 8	1 3 2
5 8	1 3 3
5 8	1 34
5 8	1 3 5
5 9	1 3 6
5 9	1 3 7
5 9	1 38
5 9	1 3 9
5 9	1 4 0
5 9	1 41
5 9	2 4 2
5 9	3 4 3
5 9	4 4 4
5 9	5 4 5
5 9	6 4 6
	7 47
6 0	8 48
6 0	
6 0	10 49
	11 50
別表第7のカの表中	1 2 5 0
	1 3 5 1
1 3	1 4 5 1
	15 52
1 5	1 6 5 2
1 6	17 53
1 7	18 54
1 8	1 9 5 5
	20 56
1 1 0	2 1 5 7
1 11	2 2 5 8
1 1 2	2 3 5 9
1 1 3	2 4 6 0
1 1 4	2 5 6 1
1 1 5	2 6 6 2
1 1 6	27 63
1 1 7	28 64
1 18	2 9 6 5
1 1 9	3 0 6 6
1 20	3 1 6 7
1 21	3 2 6 8
1 22	3 3 6 9
1 23	3 4 6 9
1 2 4	35 を 70 に改め、同表備考を削る。
1 2 5	36 70
1 2 6	3 7 7 1
1	

3 9 7 2	7 4
40 72	7 4
41 73	7 4
4 2 7 3	7 4
4 3 7 4	7 4
7 4	7 4
4 5 7 5	7 4
4 6 7 5	7 4
47 76	
48 76	
4 9 7 7	7 4
5 0 7 8	7 4
5 1 7 9	7 4
5 2 8 0	7 5
5 3 8 0	7 5
5 4 8 1	7 5
5 5 8 1	7 5
5 6 8 1	7 5
5 7 8 1	7 6
5 8 8 2	7 6
5 9 8 2	
6 0 8 2	附則
6 1 8 3	1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
6 1 8 3	2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の
6 2 8 3	級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ず
6 2 8 4	る職員の施行日における号給については、その者が施行日にお
6 3 8 4	いて職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡
6 3 8 4	上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところ
6 4 8 4	により、必要な調整を行うことができる。
6 4 8 5	3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項
6 5 8 5	は、人事委員会が定める。
6 6	は、八事安貝云が定める。
6 7	
6 8	教育委員会告示
6 9	
6 9	広島市教育委員会告示第3号
7 0	令和6年2月15日
7 0	広島市交通科学館条例(平成6年広島市条例第56号)第13
7 1	条第1項の規定に基づき、広島市交通科学館の呼称を定めたの
7 1	で、同条第2項の規定により告示します。
7 2	広島市教育委員会
7 2	
7 3	教育長 松 井 勝 憲
7 3	1 広島市交通科学館の呼称
7 4	「ヌマジ交通ミュージアム」
7 4	2 呼称を定める期間
7 4	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
7 4	······································
7 4	広島市教育委員会告示第4号
7 4	
	令和6年2月28日

広島市教育委員会議(定例会)を次のとおり開催する。

広島市教育委員会 教育長 松井勝憲

- 1 日 時 令和6年3月6日(水) 午後1時30分
- 2 場 所 中区役所 6 階教育委員室
- 3 議 題

【公開予定議題】

(1) 青少年交流事業の開催結果について (報告)

【非公開予定議題】

(2) 教職員の人事について (議案)

監査公表

広島市監査公表第2号

令和6年2月5日

 広島市監査委員
 古
 川
 智
 之

 同
 井
 戸
 陽
 子

 同
 山
 本
 昌
 宏

 同
 平
 野
 太
 祐

令和5年度包括外部監査人の監査の結果に関する報告 の公表

地方自治法第252条の37第5項の規定により包括外部監査 人松本京子から監査の結果に関する報告の提出があったので、同 法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

次のとおり 略